

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙「みらい」
NO. 4313
23年1月1日(日)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

2023年 うさぎ年 今年も元気に活動します

謹賀新年。

2023年がスタートしました。我々の生活を一変させたコロナ禍も4年目に突入し、未だ終息することなく猛威を振るっています。この年末年始繁忙期間中、職場では感染者の報告が相次ぎ業務運行に多大な影響が出ています。

このような中、政府はWithZコロナを進め、季節性インフルエンザと同じ扱いにしようとしています。確かに陽性の場合の待機期間は短くなり、濃厚接触で休むこともないと言え「平常時」に近くなり業務への影響も小さくなります。しかし症状には個人差も大きく、それで良いかといえ不安があります。



2022年の支部の活動も、この新型コロナの影響で大きく制限されました。その中でも皆さんの理解と協力で支部を運営することが出来、明るい話題もありました。



一つは労働相談から組合への新規加入につながったことです。

ここ数年、労働相談をきっかけに組合に加入するケースが多くあります。組合に加入したからといって全てが解決するわけではありません。しかし、誰かに話を聞いてもらう事で気持ちが悪くなることもあると思います。まさにその聞く役目が労働組合です。

「職場や労働者の声に耳を傾ける」これは労働組合の基本です。二つ目に郵政ユニオンの組合員が原告となりたたかった「郵政労契法20条裁判」の勝利判決により、就業規則が改訂された事です。

コロナ禍で感染への不安が募る中、アソシエイト社員に有給の病気休暇を実現させたことは大きな成果です。また、1月2日、3日の祝日給は正社員同様に支給されるようになりました。

この他にも裁判提訴以降に、扶養手当や年始手当が支給されるように就業規則が改訂されました。期間雇用社員等にはこれらの手当や休暇は無かった訳ですから、たまたかの成果といえます。しかし一般職の住居手当や年末手当など廃止されたものもあります。正社員の待遇が下げられましたことについては組合の非力さを感じた時でもありました。

一方、皆で集まる形での行事は、昨年も開催を断念したものが多くあります。直前で中止を余儀なくされた支部旗開き、8.8集会、ピースサイクル共に中止としました。各種大会もリモートでの開催となり思うように活動ができませんでした。

新型コロナ感染に関しては、前述したように感染症の法律上の位置づけ

などの見直しを検討されています。今年にはコロナの感染状況に左右されることのない強靱な組合運動にしなければならぬと思っています。

延期となつている組合結成30周年と未来4000号達成の祝賀会や、郵政ユニオン集団訴訟・長崎訴訟の和解報告集会を開催し、皆で運動の成果を共有できる年にしたいと考えています。



さて、今年の組合課題の最大のテーマは一般職の待遇改善です。

非正規社員に関しては就業規則改訂以外にも最低賃金がこの数年、毎年上がり、一歩ずつですが待遇改善は進んでいます。

しかし、正社員である一般職の待遇改善は一向に進んでいません。時給で働く契約社員は最低賃金が上がると時給が上がるしくみになっていて20円上がると月給に換算すると約3500円上がります。方や一般職の定期昇給は号俸にもよりますが1000円に満たない場合もあります。その為、契約社員のスキルによつては一般職より、年収が多いケースもあります。

一般職は正社員であり、職場では正社員としての役割・能力を求められています。また現場の一般職は半数以上が正社員登用試験で登用された社員です。それなのに契約社員より低い賃金でモチベーションは維持できません。待遇改善は喫緊の課題です。

一般職の問題以外にも職場には様々の問題があります。その問題を解決するには個人では限界があるため、労働組合の力が必要となります。郵政ユニオンは働く者（労働者）の為の労働組合として今年も元気に活動していきます。本年もどうぞよろしくお願い致します。



2023年元旦
郵政ユニオン長崎中郵支部 執行部一同



仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望を全員の正社員化を。ゆれば、均等待遇、なげんご差別。ユニオンは労契法裁判に勝利を！